

## 日本学術会議の組織・ガバナンスに係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法の規定	その他
幹事会 (役員会)	<p>○日本学術会議法</p> <p>第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。</p> <p>3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則(以下この章及び次章において「規則」という。)で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。</p> <p>第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。</p> <p>第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。</p> <p>2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。</p> <p>○日本学術会議会則 (幹事会への委任事項)</p> <p>第十九条 法第十四条第三項の規定に基づき、次に掲げる事項に関する権限を幹事会に委任する。</p> <p>一 法第三条第一号に規定する職務のうち、第二条の意思の表出に関する事項</p>	<p>第八条 会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。</p> <p>2 会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。</p> <p>第十八条 役員会は、第三十六条第二項の規定により役員会の議を経なければならないとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要な事項を審議する。</p> <p>2 役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する。 (会長の職務)</p> <p>第十六条 会長は、会議を代表し、及び議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、会議の経営に関する事務を総理する。</p> <p>2 会長は、定期的に、会議の経営の状況について、総会に報告しなければならない。</p> <p>第三十六条 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならない。</p> <p>一 この法律(第四十一条を除く。)又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>二 第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告</p> <p>三 第四十一条の規定による国際団体への加入</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学術会議には、最高意思決定機関として引き続き総会を置くこととし、その下に役員会を置き、中期的な活動の方針や予算の案等を作成するとともに、日々の業務の遂行を担うこととするのが適当である。</li> <li>役員会の構成員としては、会長及び副会長のみ法定し、それ以外は学術会議の内部規則等に委ねることとするのが適当である。</li> </ul>

<p>二 法第三条第二号に規定する職務のうち、第三条の国際活動に関する事項</p> <p>三 法第四条の諮問に対する答申に関する事項</p> <p>四 法第五条の勧告に関する事項</p> <p>五 法第六条及び法第六条の二の規定に関する事項 (幹事会の招集)</p> <p>第二十三条 幹事会は、原則として毎月一回会長が招集する。</p> <p>2 会長は、必要があると認められるときは、臨時に幹事会を招集することができる。 (幹事会の議長等)</p> <p>第二十四条 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。 (幹事会の附置委員会)</p> <p>第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。</p> <p>2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。 (幹事会の会議)</p> <p>第二十六条 幹事会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。</p>	<p>四 第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は変更</p> <p>五 第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成</p> <p>六 予算の作成</p> <p>七 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更</p> <p>八 日本学術会議規則の制定又は改廃</p> <p>2 前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出する。</p> <p>3 会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聽かなければならぬ。</p>
---	--